

平成30年度から

介護保険制度を見直します

[問い合わせ]介護保険課 ☎443-2041

介護保険は、40歳以上の方が加入し、病気や加齢で介護が必要となった時に、介護サービスを受けられる制度です。介護保険法などの改正により、次のとおり制度の見直しを行います。

4月からの主な見直し

○介護保険サービス利用時の自己負担が変わりました

平成30年度の改定では、介護報酬全体の改定率が+0.54%でした。それに伴い、各介護サービスの利用料が変更されました。
※自己負担の増減は利用者によって異なります。

○介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

介護医療院では、日常的な医学管理が必要な重度要介護者の方などを受け入れます。
※平成35年度末に廃止される介護療養型医療施設の転換先などとして、今後の開設が予想されます。



○「共生型サービス」が創設されました

介護保険サービスと障害者福祉サービスの両方を担う「共生型サービス」が創設されました。
共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所で介護保険サービスが利用できます。

【対象サービス】

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護(予防)

8月からの見直し

○一定以上所得のある方は自己負担が3割になります

一定以上の所得のある方^{【※】}が介護サービスを利用した時の自己負担割合を、これまでの2割から3割に引き上げます。

【※】本人の合計所得金額が220万円以上で、かつ年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方(予定)。

10月からの見直し

○福祉用具の貸与について

利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるよう、貸与業者に以下のことが義務付けられます。

- ・福祉用具の全国平均貸与価格と、貸与業者の貸与価格両方の提示
- ・福祉用具の機能についての説明
- ・機能や価格帯の違うさまざまな商品の提示(4月から義務化)

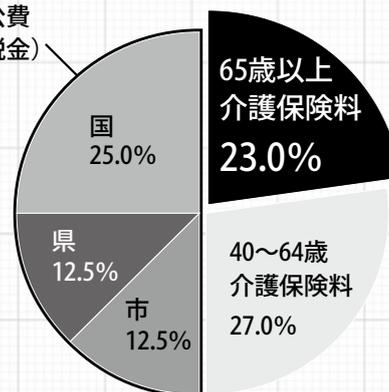
介護保険料について

65歳以上の方(第1号被保険者)に納めていただく介護保険料は、介護保険の貴重な財源(全体の23%)となっています。

介護保険料は3年に一度見直しており、平成30~32年度の介護保険料基準額は年額75,600円で、平成27~29年度と変わりません。(保険料額は前年の所得などに応じて12段階に分かれます)

※平成30年度の保険料額と納付方法を記載した納入通知書は、7月下旬に発送予定です。

公費
(税金)



平成30年度以降の介護給付費などの財源内訳(居宅サービスなどの場合)